

リスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する通知等の発出

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 8月2日、同日公布のリスク分担型企業年金に係る規定の整備等に関する省令改正にかかる通知※1、当該省令の施行に伴い通知「確定給付企業年金制度について」等の一部を改正する通知※2、及び「確定給付企業年金規約例」の一部を改正する事務連絡※3が発出され、リスク分担型企業年金における情報開示等の取扱いに関し、企業年金のガバナンスの確保の観点から以下の取扱いが規定され、関連する規約例が追加されました。（意見募集結果※4も公表）

 1. リスク分担型企業年金を実施する事業主等は、調整率及び超過比率に係る情報について、加入者の代表者又は代議員からの求めがあった場合に開示すること
 2. 規約の変更にあたって、当該変更による調整率及び超過比率への影響について十分に説明する必要があること

※1「[確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令について](#)」

※2「[確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について](#)」

※3「[確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について](#)」

※4「[確定給付企業年金制度について](#)」の一部を改正する通知案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

適用日

- 適用日：2021年9月1日

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。